

## 預託法・特定商取引法などの早期改正へ道議会に要請

大きな社会問題となっている販売預託商法や、相談が急増する詐欺的な定期購入商法などによる被害を防ぐため、預託法や特定商取引法の早期改正をめざし、北海道消費者協会は、北海道生活協同組合連合会（道生協連）、消費者支援ネット北海道（ホクネット）とともに、道議会に国への意見書提出を求める共同要請を行いました。

この問題では、消費者庁が2020年8月に「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」で報告書をまとめています。

報告書は、悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要とし、特に販売預託商法は、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と断じ、原則禁止を明記しました。このほか詐欺的な定期購入商法の規制強化、送り付け商法（ネガティブ・オプション）への制度的措置も盛り込みました。

法改正は一刻も早く行うべきであり、今通常国会での実現に向け、全国的な運動が呼びかけられました。道協会、道生協連、ホクネットは昨年12月から道議会環境生活常任委員会および道議会の全会派に消費者被害の現状を説明し、衆参両院議長、総理大臣らにあてた意見書の提出を要請しました。一連の要請は1月13日までに全会派あてに行いました。

※道議会に提出した資料は次のとおり。

様

一般社団法人北海道消費者協会  
北海道生活協同組合連合会  
適格消費者団体  
消費者支援ネット北海道

## 預託法及び特定商取引法の改正に向けた意見書提出のお願い

豊田商事やジャパンライフなど大きな社会問題となった販売預託商法や、消費者相談が急増する詐欺的な定期購入商法などによる消費者被害を防ぐため、預託法及び特定商取引法の改正は喫緊の課題です。消費者庁の検討委員会が2020年8月にまとめた報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対し、法改正や法執行の強化、実効性のある制度改革などが盛り込まれました。

私たちは、消費者庁検討委員会の報告書を踏まえた法改正などの検討を早急に進め、次期通常国会への法案提出を求めています。

北海道議会におかれましては、悪質商法による消費者被害を防ぐため、預託法並びに特定商取引法の改正及び執行強化を国に求める意見書（別紙案）を採択いただき、取り組みへのご支援をお願いいたします。

### （１）預託法改正の背景

2019年8月に内閣府消費者委員会は「販売預託商法は、事業者が配当を実行している間は、契約者において取引の問題性を認識しにくいこともあり、現行の法律では悪質な販売預託商法に対処しきれないため、新たな法制度が必要ではないか」として、「物品等を販売することから始まる預託取引を規制対象とすること」「早晚破綻することが経験的に明らかな種類の取引形態を禁止し、罰則規定により担保すること」等を視野に入れた検討を行い、預託商法に関する建議及び意見を出しました。建議の中で消費者庁に対し、2020年2月までに法制度の在り方等について検討状況の報告を求めました。

消費者庁は、2020年2月に「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を発足させ、同委員会は8月19日に報告書をまとめました。

### （２）検討委員会報告書

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要とし、法改正や法執行の強化、実効性のある制度改革などを答申しました。

特に、大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILLなど高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

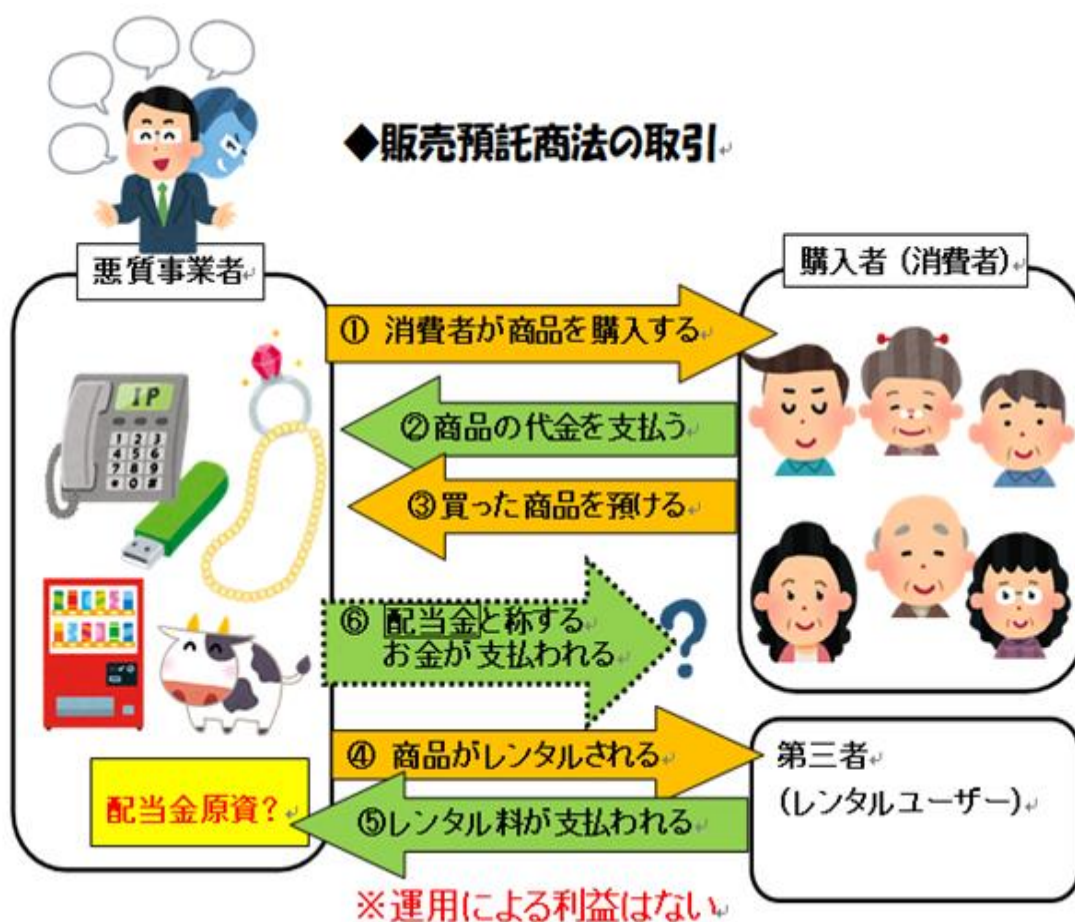
このほか、「特定商取引法の執行強化と被害回復」「詐欺的な定期購入商法の規制強化」「送り付け商法（ネガティブ・オプション）への制度的措置」など、消費生活相談でも多くの相談や被害が寄せられている事案について、法改正や執行強化などの措置をするよう記載しています。

《参考①》 預託商法、販売預託商法について

「預託法」（正称：特定商品等の預託等取引契約に関する法律）は、現物を渡さずに、預かり証だけを顧客に渡す商行為（現物まがい商法）を取り締まる法律です。

預託等取引契約とは、事業者が消費者に対して一定以上の期間、政令で定める物品を預かること等及び預託等に関し財産上の利益の供与又は期間経過後一定の価格での買い取りを約束し、消費者がこれに応じ物品を預けること等を約束する契約です。

預託法を適用対象から考えると、①「販売×預託型」（消費者から見れば、モノを買って預ける）②「シェアリング・エコノミー型」（持っているモノを預ける）があります。その中で①「販売×預託型」が「販売預託商法」です。事業者が販売した商品を消費者から預かり、別の消費者に貸し出すことで利益を得て配当金が払われ、元本保証があるとして消費者を勧誘しているものです。



＜悪質な「販売預託商法」の特徴＞

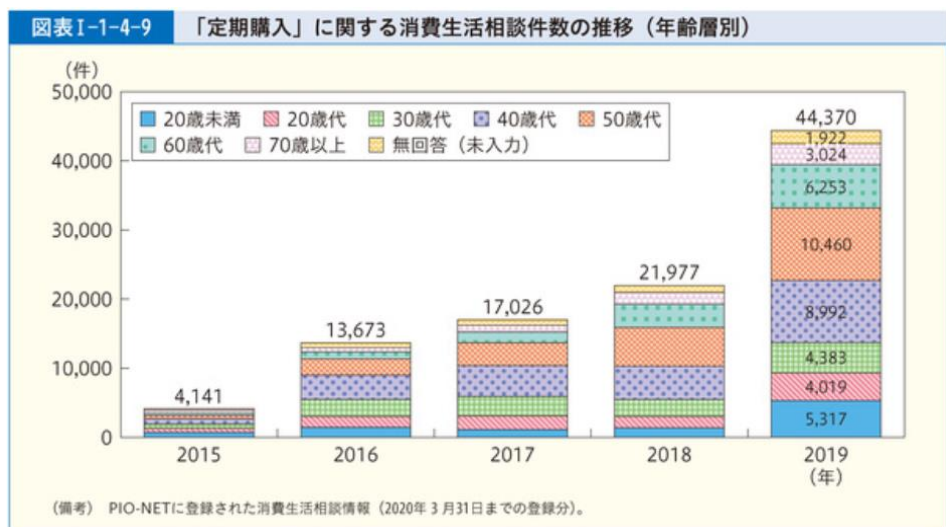
- ・ 購入契約と同時に商品を預けてしまうので（①～③）、購入者は商品を実際に確認できず、事業者が販売する商品自体を保有していないケースもあります。
- ・ 購入者は預けた商品の運用による利益の確認はできず、そもそも商品のレンタルの実態がない場合もあり（④～⑤）、実は他の購入者が支払った代金から、配当金と称してお金を支払っているだけのケースがあります（②の代金が⑥へ）。

## 《参考②》 詐欺的な定期購入商法について

「特商法」（正称：特定商取引に関する法律）は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。消費者トラブルを生じやすい類型として訪問販売、通信販売など7類型を挙げ、特性に応じ、不当勧誘の禁止、広告規制、書面交付義務などを定めています。消費者の救済を容易にするため、消費者による契約の解除（クーリング・オフ）、取り消しなどを認め、事業者による法外な損害賠償請求を制限するルールを定めています。

しかし、消費生活相談では「詐欺的な定期購入商法」が激増しています。消費者白書2020年版によると、2019年は前年比倍増の伸びを示し（グラフ参照）、今年は新型コロナウイルスの影響で被害はさらに加速しています。

定期購入に関する相談の9割以上が、インターネット通販によるもので、これまで弱者とみられていた未成年者や高齢者にとどまらず、50歳代を中心に全世代に被害が及んでいるのが特徴です。



事例①「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」の広告を見て注文したら、その後も同じ商品が届き、代金約6,500円の請求書が同梱されていた。事業者にお問い合わせると、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。

事例②「定期購入が条件だが、いつでも解約できるとなっていた美容液をネット注文した。初回約4,000円を支払ったが、2回目からの価格は約1万2000円になっていた。解約の電話をすると、「解約は次回発送の7日前までの連絡が必要。今は解約できない」と言われた。

## 2. 詐欺的な定期購入に対する規制強化

**定期購入契約の広告画面の例**

「初回」「モニター」等の文字により、定期購入契約とは気づきにくい。

値引き価格が大きく強調されている。不利な条件は、離れた場所に小さく記載されて気づきにくい。

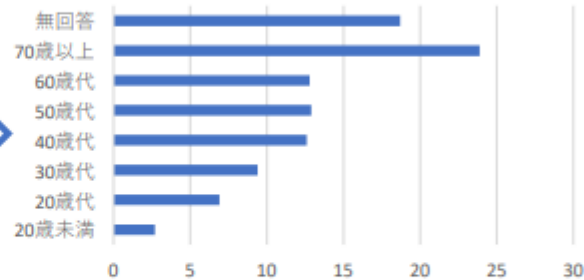
実際には2回目に4ヶ月分を一括購入することがモニターの条件。支払総額は39,300円にもなる。

「次回発送日の7日前までにご連絡いただければコースの解約ができます」しかし、電話が繋がらないことも…。

### 3. 送り付け商法に対する規制強化

#### 送り付け商法(ネガティブ・オプション)についての相談の年代割合 国民生活センター「消費者年報2020」のデータより

国民生活センターには、「申し込んでいない健康食品を代金引き換えで送るといふ電話がかかってきた(70歳代男性)」、「認知症の母(80歳代)が注文したといふ健康食品が送りつけられる」等の相談が数多く寄せられ、**高齢者がターゲット**になっている様子が窺われる。



#### 送り付け商法(ネガティブ・オプション)についての 特定商取引法第59条第1項の規定

商品を送付された日から14日、あるいは業者に引き取りを請求した日から7日を過ぎても、送付を受けた者がその申込を承諾せず、販売業者がその商品の引取りをしない場合、販売業者は送付した商品の返還を請求することができない。

#### 問題点

- \* 一方的に送付された商品について、14日間も保管しておくのは負担。
- \* この期間を7日間に短縮するには、送り付けてきた業者に引取りを連絡しなければならず、かえって不当勧誘に遭う可能性や不当請求の危険性がある。
- \* 送り付けられた時点で、(特に高齢者は)代金を支払わなければならないと誤認して支払ってしまう場合もある。

#### 禁止

販売業者が、注文(申込み)や契約をしていない人に対して商品を送付し、代金の請求や連絡をしたり、商品の返送や販売業者への連絡を要求する行為等。

#### 返還請求権を喪失させる

販売業者が、注文(申込み)や契約をしていない人に対して商品を送付すれば、7日や14日の期間を置かず、直ちに返還請求権を喪失するようにする。

#### 支払義務がないことを法に明記する

送付された側には代金支払義務や不当利得返還義務がないことを法に明記する。

## 《意見書案》

### 悪質商法による消費者被害をなくすための預託法の改正及び執行強化 並びに特定商取引法及び同法指針の改正及び執行強化を求める意見書

消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）は、令和2年8月19日に報告書を取りまとめ公表した。

特に大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILLなどによる、高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法について、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉えられるのが相当であることから、預託法において原則禁止すべきであるとされた。

この間、消費生活相談では、通信販売における詐欺的な定期購入商法などの相談が急増しており、解決を図ることは容易ではなく深刻な事態となっているほか、新型コロナウイルス感染症を巡る社会不安につけ込む、マスクの送りつけ商法なども社会問題化している。

また、検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には断固とした対応が必要であり、法執行の強化や実効性のある制度改革を行うべき旨の答申がされている。

よって、国会及び政府においては、悪質商法による消費者被害をなくすため、次の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 検討委員会報告書の内容に沿い、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止とした預託法改正の検討を早急に進め、今通常国会において改正すること。
- 2 詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会において特定商取引法を改正すること。
- 3 送りつけ商法について、現在の法規制内容の周知を図るとともに、諸外国の法制も参考に制度的措置を講ずること。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)

各通

北海道議会議長 村田 憲 俊